

大分県長期教育計画(素案)に対する主な県民意見

資料 4

意見募集期間: 令和6年10月18日～11月18日(1ヶ月)

件数: 23名40件(重複意見込)

NO	関係施策	項目	寄せられた意見等の要旨	意見に対する考え方及び反映状況
1	第1章	計画全般	「大分県長期教育計画」のすべての考え方の根底に、日本国憲法、子どもの権利条約の理念の実現を据える必要がある。	日本国憲法は、国の最高法規であり、本計画は下位法である教育基本法の規定に基づき策定するもの。計画策定にあたっては、子どもの権利条約の精神にのっとり制定されたことも基本法を踏まえ、アンケート等により子どもの意見聴取を実施したところ。
2			ウェルビーイングのとらえ方を「日本社会に根ざしたウェルビーイング」に置き換えるのではなく、本来の「肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、全てが満たされた状態(WHO)」をめざす必要がある。	国の教育振興基本計画においては、「調和と協調に基づくウェルビーイング」として、日本社会に根ざしたウェルビーイングの実現を目指すこととされており、本計画案は、これを参酌し策定したところ。
3			時代の要請や潮流の変化の箇所に記載されているとおり、発生が懸念される大規模自然災害や事件・事故への対応は重要だと考える。	予測困難な自然災害や、子どもたちの安全を脅かす事件・事故への対応について、今後もしっかりと取り組んでいく。
4			基本理念の実現に向けて、施策の総合的推進のために必要な視点として、持続可能な開発のための教育(ESD)は重要だと考える。	気候変動や貧困の拡大など人類の開発活動に起因する様々な問題が生じる中、ESDの視点に立って、社会的課題を身近な課題と結び付け、自分ごととして主体的に行動できる人材の育成を推進していく。
5			「子どもたちのウェルビーイングを高めるにあたって、学校は重要な役割を持ち、その学校の構成員たる教師のウェルビーイングを確保することが不可欠」との考え及び学校を教師のウェルビーイングを高める場とするための捉えについて賛同する。	「学校における指導・運営体制の充実と働き方改革」(基本目標4-2)等を通じて、教師が働きやすい環境を実現することで、教師、ひいては子どものウェルビーイングの向上に取り組んでいく。
6	第2章 基本目標 1-1	学力	学力調査の結果を、全国との比較で何ポイント上回ったとか下回ったということを大きく取り上げるより、子どもたちが点数学力だけでなく、生きて学ぶ力をつけるためにどうするかを追求してもらいたい。	当該調査結果についてはこれまで、調査目的を踏まえ、平均正答率などの数値だけではなく、「つまずきが見られた問題」や課題の見られる資質・能力に関する指導のポイント、具体例を併せて公表している。引き続き、学力や学習状況の丁寧な把握・分析を行い、知識及び技能や思考力、判断力、表現力等の育成につなげていく。
7	第2章 基本目標 1-2	人権教育	目標指標の「体験的参加型人権学習を受講した児童生徒の割合」について、既に令和5年度で100%なので、設定する必要があるのか。また、人権教育は「体験型～」をすればよいという安易な方向になりかねない。	体験的参加型人権学習については、単発の体験活動ではなく、体系的なカリキュラムによる継続した取組が重要であり、引き続き100%の目標を設定したところ。手段が目的化することのないよう、学習内容の充実に向け、指導主事派遣などに継続して取り組む。
8			人権教育の推進に部落差別解消が記載されていない。部落差別解消推進法の趣旨から「人権・部落差別解消教育の推進」とすべき。	第1章4(2)「施策の総合的推進のために必要な視点」の「基盤となる人権教育」において「部落差別問題」を明記し、人権に関する知識等を基盤とした実践的行動力の育成に向け、学校教育・社会教育の両面から引き続き取り組む。
9	第2章 基本目標 1-5	高校の定員充足率	目標指標で「県立高校における専門学科の定員充足率(%)」をあげているが、定員を埋めるために専門学科をすすめるようなことがあってはならないので、この指標を設定すべきではない。	本県の産業を支える人材を育成する上で、専門学科に期待される役割は非常に大きい。義務教育段階におけるキャリア教育の充実等を通じて、子どもが高校進学に際して、自身の適性や興味・関心に応じ、主体的に進路選択ができるようにすることが重要。

NO	関係施策	項目	寄せられた意見等の要旨	意見に対する考え方及び反映状況
10	第2章 基本目標 1-6	特別支援教育	分離別学ではなく、全ての子どもたちが一つの学校で学ぶ、共生社会づくりの基盤となる、インクルーシブ教育を目指していく必要がある。	共生社会の形成のため、個別の教育的ニーズに応じた多様な学びの場を整備するとともに、特別支援学校と他校種を一体的に運営する学校運営モデルの検討等、障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶ場の整備を進めていく。
11			全ての子どもたちが一緒に学び合えるよう、インクルージョンの考え方を踏まえた方策を指標化すべきではないか。	第1章4(2)「施策の総合的推進のために必要な視点」において「誰一人取り残されない学びの実現」を設定し、個々の状況に応じた教育環境を整備するなど、子どもたちが相互に多様性を認め、高め合い、他者を思いやることができる学びの実現に向けて、施策横断的に取組を進めていく。
12			特別支援学校の高等部において取組を推進するための条件整備として以下の2点を検討してほしい。 1)特別支援学校の高等部においてタブレット端末は就学奨励費を活用して各自が購入することとなっているが、これを小学校、中学校、高校と同様に貸与とすること。	1)高等部の生徒については、卒業後の活用も視野にいて、就学奨励費での購入をお願いしているところであり、保護者の一層の理解促進に努める。
13			2)小学校、中学校、高校で活用されているMetaMoJiClassRoom、ロイロノート・スクール等の学習支援アプリを、特別支援学校でも活用しやすい条件を整えること。	2)学習支援アプリは、特別支援学校での活用方法等を踏まえた上で、現在導入の検討をしている。
14			専門家の活用や研修を通じて個別の教育支援計画への理解を図ることについては、教育支援計画の作成だけでなく、本人の意見や願いを反映させるようお願いしたい。	個別の教育支援計画は、本人や保護者の意見や願いを反映し作成している。小・中・高等学校に対し、作成にあたっての留意点や手順などを周知する。
15	第2章 基本目標 2-1 4-2	知的財産	教育現場における著作権侵害事例が度々ニュースになっているので、「2.教育指導体制の充実・強化」「②教職員の資質・能力の向上」等において、知的財産に関する課題や取組を掲げるべき。 教職員の知的財産リテラシー向上を目的とする研修などを検討してみたいかどうか。	以下のとおり修正・追記 基本目標2-4主な取組②「公開授業やICT活用ポータルサイトによる、1人1台端末を用いた効果的な実践事例の横展開」、「著作権侵害などスクール・コンプライアンスの視点も踏まえた、子どもたちの情報活用能力を育成する授業づくりに向けた教職員研修の充実」
16			知的財産に関する課題や取組が掲げられていないが、国の方針や「大分県知的財産総合戦略改定版」との整合性は取れているのか。	知的財産基本法等を踏まえて策定された大分県知的財産総合戦略改定版においては、知的財産リテラシーの向上に向け、教職員や子どもたちの情報活用能力の育成を掲げており、本計画案は、これらも踏まえ、取組を設定したところ。
17	第2章 基本目標 2-2	グローバル人材	中学・高校卒業段階におけるCEFRに係る目標指標を設定しているが、ICTが発達する中、英語を話せることが主要な目標だといえるのか。 日本語しか話せなくても、国内外で活躍できるような子どもたちを育てる取組と目標が必要ではないか。	国の教育振興基本計画における、英語力にかかる目標も踏まえ、指標を設定したところ。併せて、言語によるコミュニケーションの意義や重要性は必ずしも生成AIで代替されるものではなく、「グローバル時代に対応するための素地を備えた生徒の割合」にかかる指標も設定し、グローバル時代に求められる力の総合的な育成に努める。
18	第2章 基本目標 2-3	金融経済教育	「消費者教育の推進」については、金融経済教育が含意されているものと推察するが、国の方針や県民ニーズの観点からも消費者教育とともに金融経済教育を推進してほしい。	社会科や家庭科等において、小中学生には買い物の仕組みや計画的な金銭管理、高校生には金融の意義や役割、金融を通じた経済活動など、発達段階に応じた金融経済教育を行い、引き続き、自立した消費者としての資質・能力の育成に向けた教育の充実に努める。

NO	関係施策	項目	寄せられた意見等の要旨	意見に対する考え方及び反映状況
19	第2章 基本目標 3-1	不登校	不登校は簡単に解決できる問題ではなく、出生率の低下の一因ともなっていると考える。専門家や子どもに関わるサポートを組織的に取り組むことを希望する。	不登校について、各学校で教育相談体制を構築し、組織的に対応するとともに、福祉・医療等関係機関との更なる連携強化にも取り組んでいく。
20	第2章 基本目標 3-2	防災教育	第1章に「主体性や創造力などを備えた持続可能な社会の創り手の育成を目指します。」とあるので、基本目標3-2の10年後の目指す姿「防災教育、～子どもの安全が確保されている。」を子どもの主体性を加味した表現に修正できないか。	以下のとおり修正 「防災教育や通学時の安全を確保する取組、老朽化対策などの施設の整備が進み、子どもたちの防災意識や、自ら危険を予測し回避する力が向上し、子どもたちが安全・安心な生活を送ることができている。」
21			学校における安全教育の推進は大変重要であり、取組に賛同する。	様々な災害リスクを知り、子ども自ら危険を回避する能力を養うためには、教育活動全体で取組を進める必要がある。引き続き、子どもたちの防災意識の醸成や基礎的な知識の習得につなげる。
22			目標指標「学校の立地環境に応じた防災教育の実施率(%)」は、令和5年度に100%となっており、今後10年間その実施率を維持することを目標としているが、優先度が高く推進すべき取組を、目標指標とすべきではないか。	対象の子どもは毎年異なり、教職員の異動もある中、発生が懸念される大規模自然災害に備えるため、今後も100%の実施率を維持する必要があると考えている。
23	第2章 基本目標 3-2	学校施設	目標指標「築30年・60年経過後5年以内の学校施設の長寿命化実施(着工)率」について、R10年度での目標値が91%となっている。大規模災害が心配される中、学校は県民にとって拠り所となる場所であるので、100%達成を目指すべき。	多くの施設が同時に長寿命化工事の時期を迎える中ではあるが、子どもたちの安全確保を最優先に、工事を計画的かつ効率的に進めながら、早期の目標達成に努めていく。
24	第2章 基本目標 4-2	働き方改革	勤務時間内にすべての業務が収まることを原則とした働き方改革を実現させることが、子どもと向き合う時間の確保や、子どもたちのウェルビーイングの向上につながる。教育施策を策定する際、単に内容を付加して教育課程が過密にならないように、スクラップ&ビルドの考え方を基本にしていく必要がある。	県教育委員会では、「学校現場の負担軽減プロジェクトチーム」を設置し、組織的に学校における働き方改革の推進に取り組んでいるところ。また、新たな事業を行う際には、学校現場に負担がかからないよう、内容の工夫等をしている。本計画案では新たに「時間外在校等時間が45時間以内の教員の割合」の指標を設け、時間外勤務の縮減に向けて取り組む。
25			目標指標「時間外在校等時間が45時間以内の教員の割合」について、部活動のある中学、高校では、子どもの在校時間が教職員の勤務時間を超えているため、現状の年間授業時間数や部活動顧問制が続く限り、目標達成はできないと考える。そのため、教職員の在校時間より子どもたちの在校時間を調査して、改善すべきではないか。	部活動指導が時間外在校等時間に占める主な要因となっていることから、部活動改革を進めているところ。また、年間授業時数についても、標準授業時数を大きく上回っている学校には、見直しを求めるとともに、次期学習指導要領改訂に向けて標準授業時間数のあり方等を検討するとしている国の動向も注視していきたい。
26	第2章 基本目標 4-2	教員の増員	新しい取組を行う際、教職員の負担が増えることが懸念される。1クラス(通常学級・支援学級の両方とも)の人数を減らしていくことや授業時間の削減と内容の精選、教職員を増員することで、負担が減っていくと思う。	令和2年度から小学校高学年における教科担任制や専科教員の配置拡充に取り組み、教員の持ち授業時数の軽減に努めているところ。また、教職員定数の改善についても引き続き、国に対して要望していく。